

議案第12号

令和7年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件

令和7年度使用西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針を、別紙のとおり決定する。

令和6年5月15日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙一

令和7年度使用西宮市立学校教科用図書採択に関する基本方針

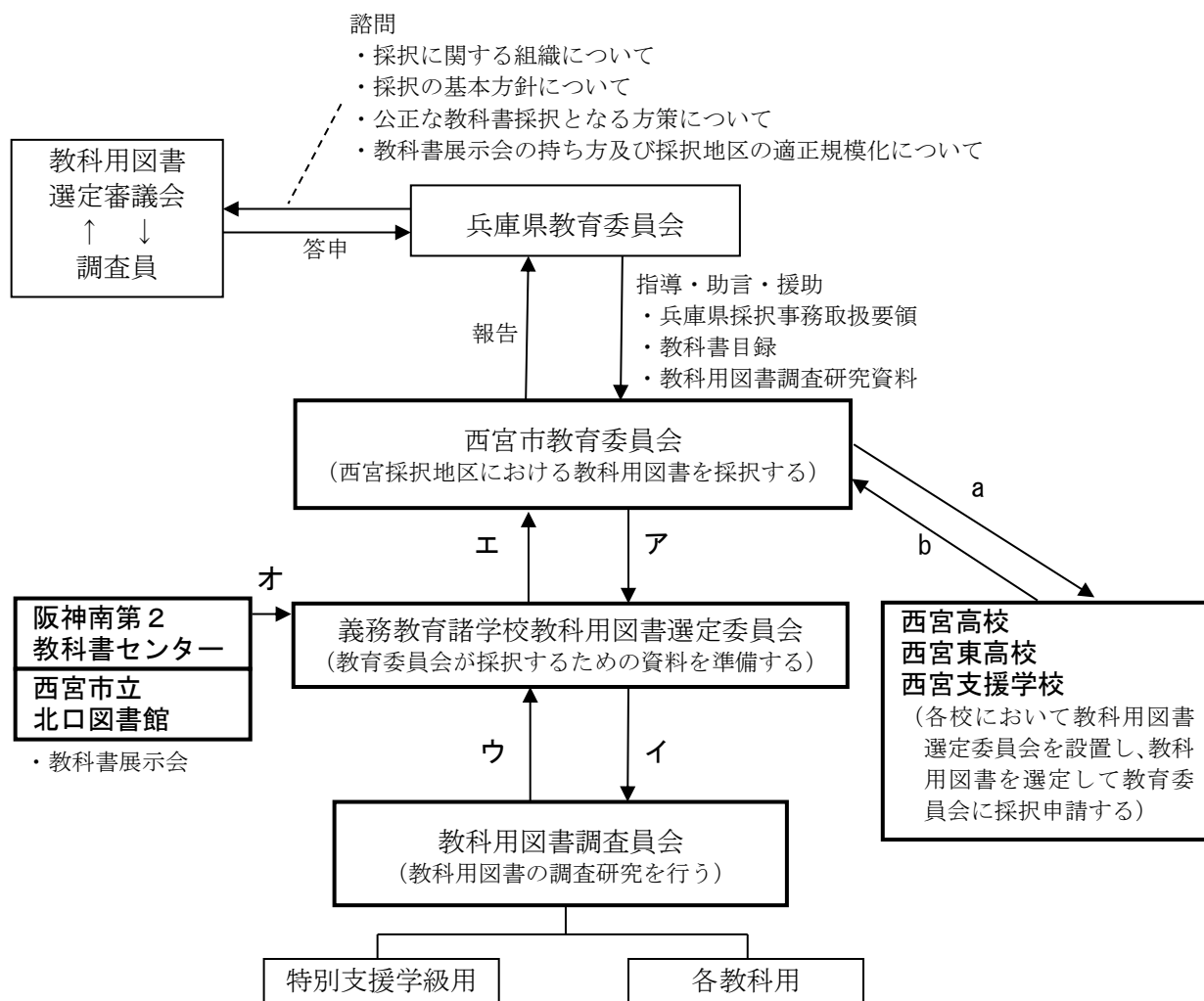
西宮市教育委員会

- 1 令和7年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請を受け、教育委員会が決定する。
 - (1) 小学校、義務教育学校前期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科用図書を採択する。
 - (2) 中学校、義務教育学校後期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択変えを行う年度に当たるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を採択する。
 - (3) 特別支援学級における学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
 - (4) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請を行う。教育委員会はその申請を受け、採択する。
- 3 採択に関する組織
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
 - (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査員会を設置する。調査員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。
 - (2) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以 上

◆教科書採択のしくみ

※令和6年度は中学校教科用図書の採択を行う。



※上記記号の意味

ア指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

イ委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

ウ報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

エ報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

オ情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諮問、指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について諮問する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

b 採択申請

- ・選定した教科用図書を採択申請する。

義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。）第50条の規定に基づき、義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(調査員会)

第7条 選定委員会は、採択替えのできる年度及び発行が行われなくなった教科用図書があった場合、教科用図書に関する調査研究を行わせるために必要な調査員会を置く。但し、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うこととなった場合、調査員会の設置については、県教育委員会の指導・助言のもと判断する。

- 2 小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程の調査員会は、選定委員会の依頼に応じ、採択の対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行い報告する。
- 3 特別支援学級用の一般図書の調査員会は、国が提示する一般図書契約予定一覧や県が提示する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料を基に推薦する。
- 4 調査研究にあたっては、県教育委員会の調査資料を参考にするとともに、必要に応じて、県教育委員会に指導、助言、援助を求めるものとする。
- 5 調査員会を構成する調査員は、原則として、小学校・義務教育学校前期課程では国語科と算数科13名、社会科と理科7名、特別の教科 道徳5名、その他の教科5名とし、中学校・義務教育学校後期課程では社会科16名、国語科、数学科、理科、外国語科10名、特別の教科道徳5名、その他の教科7名とする。
- 6 特別支援学級用の一般図書の調査員は、5名とする。
- 7 調査員は指導主事、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をもって充てる。
- 8 調査員のうち、指導主事、校長、教頭は学校教育課長が推薦し、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭は各学校から校長が推薦し、選定委員会が委嘱する。
- 9 調査員会を置く期間は、調査員会設置の日から8月31日までとする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- この要領は、平成27年4月1日から実施する。
 この要領は、平成29年4月1日から実施する。
 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

西宮市立高等学校及び西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市立高等学校教科用図書選定委員会及び西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(任務)

第6条 選定委員会の委員長は、選定結果を選定資料とともに、市教育委員会に採択申請する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日より実施する。

この要領は、令和3年9月1日より実施する。

学校教育法 附則第9条

平成30年改正

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教育用図書を使用することができる。

- ② 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

令和 6 年度使用西宮市立学校教科用図書採択に関する基本方針

西宮市教育委員会

- 1 令和 6 年度使用西宮市立学校教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に基づき、本市の児童生徒の実態に最も適した教科用図書を、教育委員会が採択する。
- 2 本年度の教科用図書の採択
採択は、各選定委員会の報告及び採択申請に基づき、教育委員会が決定する。
 - (1) 小学校、義務教育学校前期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択変えを行う年度に当たるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の児童の実態に最も適合した教科用図書を採択する。
 - (2) 中学校、義務教育学校後期課程教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、前年度採択した教科用図書を採択する。
 - (3) 特別支援学級における学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」の採択にあたっては、児童生徒の実態に応じ、かつ教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
 - (4) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択にあたっては、各学校単位で選定等の作業を進める。各学校は自校の教育課程に最も適合した教科用図書を教育委員会に採択申請し、その申請に基づき、採択する。
- 3 採択に関する組織
教科用図書の採択にあたり以下の組織を設ける。
 - (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書の採択については、義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置する。また、調査研究のために、教科ごとに調査員会を設置する。調査員会が教科用図書の調査研究を行い、義務教育諸学校教科用図書選定委員会が報告を行う。
 - (2) 高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択については、高等学校及び特別支援学校ごとに教科用図書選定委員会を設置する。
- 4 教科用図書採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性を確保するため万全の措置をとる。

以 上

義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第4期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程
令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級
文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。
ア 文部科学省著作教科書
 - ① 小学部
令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
 - ② 中学部
全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。
- イ 一般図書
一般図書については、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和6年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。
- (4) 学習者用デジタル教科書の考慮について
ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とするこ

とができること。

(5) ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

3 採択にあたっての体制

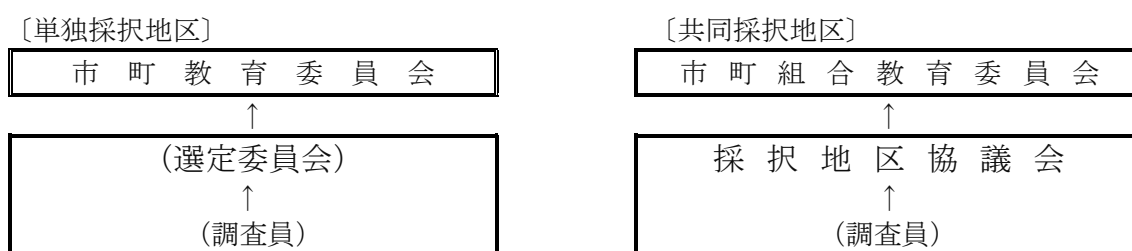
(1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

ア 単独採択地区

- ① 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
- ② 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
 なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

イ 共同採択地区

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
 なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



(2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

- ア 各学校において、選定委員会を設置すること。
- イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

(3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

- ア 前項に準ずる。
- イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。
- ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

(1) 規範等の遵守

ア 採択関係者（採択に至るまでの一連の手續に関与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない））は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。

イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、全ての採択関係者に周知徹底を図ること。

ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 令和4年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

と。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者に周知徹底すること。

6 その他

(1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。

(2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。

(3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

令和7年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（令和7年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（令和7年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、令和7年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

- (1) 教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないことがないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。
- (2) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第3期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程

すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

ア 文部科学省著作教科書

 - ① 小学部

すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。
 - ② 中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

イ 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和5年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。
- (4) 学習者用デジタル教科書の考慮について

ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。

イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

3 採択にあたっての体制

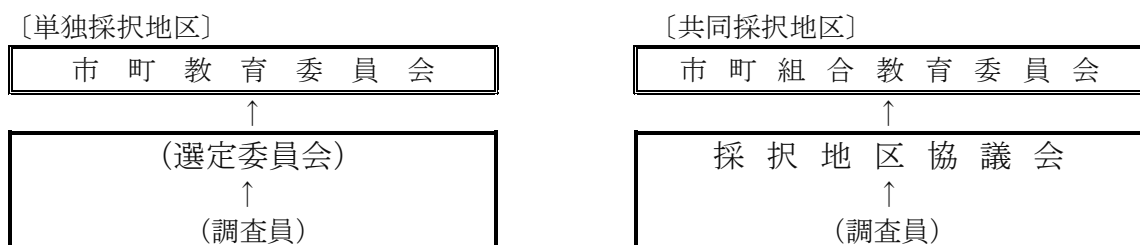
(1) 公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

ア 単独採択地区

- ① 兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。
- ② 選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

イ 共同採択地区

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。
なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



(2) 県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

- ア 各学校において、選定委員会を設置すること。
- イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

(3) 国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

- ア 前項に準ずる。
- イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。
- ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

(1) 規範等の遵守

- ア 採択関係者（教育委員会関係者又はすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者）は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。
- イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

(2) 教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

- ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。
- イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、すべての採択関係者に周知徹底を図ること。
- ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

(3) 教科書見本の取扱い

- ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。
- ウ 令和3年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。
- エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。
- オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。
- カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

(4) 過大な宣伝活動等への対処

- ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ること。

(5) 検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことをすべての採択関係者に周知徹底すること。

6 その他

- (1) 教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。
- (2) 共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。
- (3) 教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

令和6年度使用県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び 県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部（以下「県立高等学校等」という。）の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領の趣旨に即しつつ、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を踏まえ、県教育委員会が採択を決定する。

1 採択する教科書

県教育委員会は、高等学校用教科書目録（令和6年度使用）に登載されている教科書のうちから、県立高等学校等で使用するものを採択する。

2 準教科書の使用

県立高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、検定済教科書及び文部科学省著作教科書のない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用することができる。

3 採択手続き等

(1) 県立高等学校等の長は、この基本方針に基づき自校で使用する教科用図書の選定方針を定め、教科書目録（令和6年度使用）に登載されている教科書のうちから自校の教育課程に最も適切な教科書を選定し、その選定方針を添えて、県教育委員会に申請するものとする。

県教育委員会は、この申請を受け採択を決定する。

(2) 県立高等学校等の長は、準教科書を使用する場合には、事前に県教育委員会に届け出るものとする。

4 採択結果及び理由等の公表

県立高等学校等の長は、採択の決定後、採択結果及び理由等の積極的な公表に努め、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 選定についての留意点

(1) 県立高等学校等の長は、令和6年度使用教科用図書の選定並びに採択に関する組織である「県立〇〇学校教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、自校の教育課程に最も適切な教科用図書を公正に選定する。なお、教科書選定にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底すること。

(2) 選定委員会を組織するにあたって校長は、校長、教頭、教諭（主幹教諭含む）、学校評議員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命し、県教育長に届け出るものとする。その際、教科書の開かれた採択の観点から、学校評議員、保護者、学識経験を少なくとも1名は含めるものとする。

(3) 県立高等学校等の長は、選定した教科用図書については、採択後に設置学科の変更等の特別な理由がない限り、採択後の取り消しや変更を行うことはできない。

教科用図書の採択に関する基本方針 新旧対照表

1. 西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針

	令和7年度使用	令和6年度使用
2 本年度の教科用図書の採択	(1)前年度採択した教科用図書を採択する。 (2)本年度は採択変えを行う年度に当たるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の生徒の実態に最も適合した教科用図書を採択する。	(1)本年度は採択変えを行う年度に当たるので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の児童の実態に最も適合した教科用図書を採択する。 (2)前年度採択した教科用図書を採択する。

2. 義務教育諸学校における教科用図書の採択に関する基本方針（県教委）

2 採択する教科用図書

	令和7年度使用	令和6年度使用
(1) 小学校、義務教育学校前期課程	令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。	すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているものの中から採択すること。
(2) 中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程	全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているものの中から採択すること。	令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。
(3) 特別支援学校及び特別支援学級 ア 文部科学省著作教科書	① 小学部 令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。 ② 中学部 全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている中学部用の教科書の中から採択すること。	① 小学部 すべての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書の中から採択すること。 ② 中学部 令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

(4) 学習者用デジタル教科書の考慮について	<p>ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。</p> <p>イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。</p>	<p>ア 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。</p> <p>イ 令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）が紙の教科書と併せて提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。</p>
(5) ユニバーサルデザインに関する配慮について	教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。	

5 公正性・透明性の確保

	令和7年度使用	令和6年度使用
(3) 教科書見本の取扱い	<p>ウ 令和4年度</p> <p>カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。</p>	<p>ウ 令和3年度</p> <p>カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること</p>
(5) 検定申請本の取扱い	検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者に周知徹底すること。	検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことをすべての採択関係者に周知徹底すること。

3. 県立高等学校、県立中等教育学校後期課程及び県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針（県教委）

	令和7年度使用	令和6年度使用
1 採択する教科書	高等学校用教科書目録（令和7年度使用）	高等学校用教科書目録（令和6年度使用）
3 採択手続き等	教科書目録（令和7年度使用）	教科書目録（令和6年度使用）
5 選定についての留意点	令和7年度使用教科用図書の選定	令和6年度使用教科用図書の選定

令和 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書選定委員会報告方針（案）

義務教育諸学校教科用図書選定委員会

- 1 令和 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書の報告にあたっては、西宮市立学校教科用図書の採択に関する基本方針及び義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領に従って、厳正かつ公平に行う。
- 2 児童生徒の実態と西宮市の実態を十分考慮し、西宮市の児童生徒にとって最適な教科用図書を採択できるよう、調査研究を行う。
- 3 令和 7 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択替えについては、新たに文部科学大臣の検定を経た中学校教科用図書のみを対象とする。
報告書を作成するにあたって、検討する観点は以下の通りとする。
 - I 全教科に共通に設定する観点
 - ① 教科目標から見た編集の適切さ
 - ・ 資質・能力の 3 つの柱の育成に向けた工夫
 - ② 主体的・対話的で深い学びについての工夫
 - ア. 言語活動を充実するための工夫
 - イ. ICT を活用した学習活動の工夫
 - ウ. 学習を見通したり振り返ったりするための工夫
 - エ. 自ら進んで他者と関わる力をつけるための工夫や体験的な活動を取り入れるための工夫
 - オ. 問題解決的な学習や課題発見ができる教材の工夫
 - ③ 他教科との連携の工夫
 - ④ 写真・挿絵・記号・図等のわかりやすさ
 - ⑤ 表記・表現のわかりやすさ
 - ⑥ 単元（教材の配列）の適切さ
 - ⑦ 判・ページ数
 - II 特別の教科「道徳」に設定する追加観点
 - ② 主体的・対話的で深い学びについての工夫
 - ア. 言語活動を充実するため工夫
 - イ. 学習を見通したり振り返ったりするための工夫
 - ウ. 自ら進んで他者と関わる力をつけるための工夫や体験的な活動を取り入れるための工夫
 - エ. 個々の考えを深めるための工夫
 - オ. 問題解決的な学習や課題発見ができる教材の工夫
 - ⑧ 現代的な課題への対応
- 4 特別支援学級で使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項による教科用図書の採択については、児童生徒一人一人の実態に応じ、最も適切と思われる教科用図書を検討する。また、特別支援学級用の一般図書の採択については、国や県が提示する一般図書一覧を基に検討する。

以 上

本市の児童の実態に最も適合した教科用図書を選択するために

～「令和6年度(2024年度)西宮推進の方向」より関連部分を抜粋～

◆ 令和6年度(2024年度)西宮教育の推進方針

教育委員会では、総合計画の策定に合わせて、平成31年4月より、その目標である「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」のもと、西宮教育推進の理念である「夢はぐくむ教育のまち西宮」を目標に、教育の振興に取り組んでいるところです。

教育の推進にあたっては、基本的な人権尊重の精神を根幹とし、自然との出会い、社会との出会い、そして人との出会いにより織りなされる成長と学びを大切にします。更に、学校や社会での学びに対する関心意欲を高め、一人ひとりが志を持ち可能性を开花させていく創造的な営みも大切にします。

◆ 学校教育推進の目標

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「*VUCA」の時代とも言われている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言える。このような時代の中で、一人一人のウェルビーイング(Well-being)を実現していくためには、社会を持続的に発展させていかなければならない。その実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められている。具体的には、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、問題解決に取り組もうとする態度・姿勢、そして知識やアイデアを共有するために不可欠な読解力・表現力や協働性といった資質・能力を備えた人材である。これらの資質・能力を学校教育において培っていくためには、学習指導要領を着実に実施する中で、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すような活動が必要となる。そのためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、「何ができるようになるか」を明確に示し、習得・活用・探究のバランスを工夫し、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」を引き出す授業改善が必要となる。また、これらのことを前提として、学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTが必要不可欠なものであることを十分に認識し、これからの学校教育のあり方を検討していかなければならない。

◆ 学校教育推進の基本目標

子供の育ちと学びを支えるためには、学校は学校の内外において様々なつながりを築き、

多様な学びの場や温かい見守り体制を提供する必要がある。そのためには、家庭・地域・学校がつながることの価値を共有し、つながるための仕組みづくりが重要である。

子供の育ちは連続しており、各校種は子供の発達段階に応じたそれぞれの保育や教育に責任を持ち、更にその「責任を継承する」という意識を持つことが大切である。このことは、幼稚園教育要領や学習指導要領においても、前段階の教育を通してはぐくまれた資質・能力を踏まえた教育活動の実施、及び次の段階の教育内容を踏まえ、円滑な接続が図られるよう工夫することとして、「学校段階等間の接続」が重視されている。

本市においては、幼保認小連携、小中連携、中高連携を推進してきた。中でも平成 25 年度から全市を 20 ブロックに分けて進めてきた西宮型小中一貫教育では「教科等指導」「生徒指導」「人権教育」を 3 本柱として全市的に取り組み、加えて、ブロックごとの教育課題解消にも努めてきた。このことにより、校種間における教職員や子供の交流を進展させるとともに、相互理解を深め、連携して子供の育ちと学びをつなごうとするしくみを整えてきた。特に近年は、共通するテーマを設定した合同研修会を開催し、校種それぞれの取組みや課題の交流、教科や分掌等による分科会により、教職員が子供の成長を 9 か年で捉えようとする具体的な取組みも進んでいる。ブロックごとに「目指す子供像」と「小中一貫目標」を共有し、互いに尊重する関係を築きながら、子供の成長を支えようとする取組みを今後更に深化させていきたい。

学習指導要領に「生きる力」の理念が、具体的な資質・能力の育成として示されたことにより、学校園においては「何ができるようになるか」を明確にしながら教育活動に取り組むこととなった。次代を担う子供たちが、様々な変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせ、社会や人生、それぞれの生活をより豊かに生きていくために、その育成に向けた取組みを進めていかなければならない。

子供たちが身につけるべき「基礎的・基本的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」は表裏一体の関係にある。思考力を育てるためには基礎的な知識が必要であり、基礎的な知識の定着のためには思考する活動が必要である。「主体的・対話的で深い学び」の過程は、知識・技能を定着させる上でも、学習意欲を高める上でも効果的であることが指摘されている。子供たちが「何を学ぶか」という知識・技能の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の工夫・改善が求められる。また、学力調査の結果や学校における子供の姿により、自己肯定感が高いと教育効果が高まることが明らかになってきた。学校での学びを確かなものにするためには、日々の学習活動において、実生活との関連も含めて、子供が学ぶことの意義や楽しさを実感できることが重要である。AI 技術が高度に発展する Society5.0 時代だからこそ、教職員による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での様々な体験活動の重要性がより一層高まる。学校では ICT など

活用して、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題発見や解決に挑む機会を創出したい。

道徳科の授業は道徳教育の要として位置付けられており、その充実が求められる。子供が、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができる授業づくりに励みたい。道徳性や人権感覚は、「道徳科」や「総合的な学習（探究）の時間」といった特定の時間だけではなく、日々の、人や事物との関わりを大切にする中ではぐくまれるものである。学校においては、教科や領域の指導の中で、子供同士が関わる時間や地域の方々に関わる機会を意図して設定することなどにより、豊かな関わりを経験させたい。また、適切な時期に発達段階に応じ、意図や目的を明確にした自然体験や環境体験等の体験活動に継続的に取り組ませ、試行錯誤や心の葛藤を通して自他の尊重、協力することの大切さを実感させることも大事である。加えて、継続的な読書活動や地域の方々との関わりの中での社会体験活動や奉仕活動、被災地や困難な状況にある人々や地域・国に心を寄せた取組みを進める中、子供の「豊かな心」をはぐくみたい。

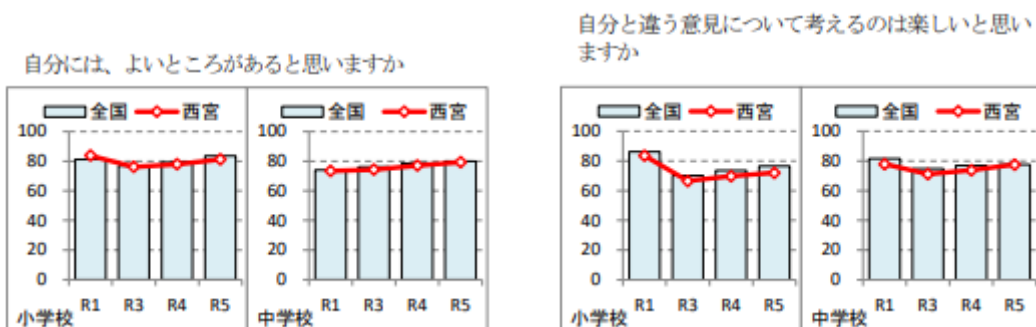
◆ 本市の子供の実情

本市の子供の実情については、全国学力・学習状況調査や市独自の学力調査、その他各種調査により傾向の把握に努めており、国語、社会、算数・数学、理科、英語（中学校・義務教育学校後期のみ）の習得状況については、概ね良好である。一方、自ら課題を設定して情報を集め、整理・考察することや考えたことがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫することなどについて、肯定的な回答をした子供の割合は、6割程度にとどまっている。また、「自分には、よいところがあると思う」「自分と違う意見について考えるのは楽しい」といった非認知能力に関わる質問についても全国平均を下回っている。

西宮の子供の現状

令和5年度(2023年度)全国学力・学習状況調査 児童質問紙(小学6年)、生徒質問紙(中学3年)結果より

「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合



令和7年度使用教科用図書採択事務日程

4月		5月		6月		7月		8月	
1	月	1	水	1	土	1	月	1	木
2	火	2	木	2	日	2	火	2	金
3	水	3	金	3	月	3	水	3	土
4	木	4	土	4	火	4	木	4	日
5	金	5	日	5	水	5	金	5	月
6	土	6	月	6	木	6	土	6	火
7	日	7	火	7	金	7	日	7	水
8	月	8	水	8	土	8	月	8	木
9	火	9	木	9	日	9	火	9	金
10	水	10	金	10	月	10	水	10	土
11	木	11	土	11	火	11	木	11	日
12	金	12	日	12	水	12	金	12	月
13	土	13	月	13	木	13	土	13	火
14	日	14	火	14	金	14	日	14	水
15	月	15	水	15	土	15	月	15	木
16	火	16	木	16	日	16	火	16	金
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土
18	木	18	土	18	火	18	木	18	日
19	金	19	日	19	水	19	金	19	月
20	土	20	月	20	木	20	土	20	火
21	日	21	火	21	金	21	日	21	水
22	月	22	水	22	土	22	月	22	木
23	火	23	木	23	日	23	火	23	金
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土
25	木	25	土	25	火	25	木	25	日
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月
27	土	27	月	27	木	27	土	27	火
28	日	28	火	28	金	28	日	28	水
29	月	29	水	29	土	29	月	29	木
30	火	30	木	30	日	30	火	30	金
		31	金			31	水	31	土

・(9/1)採択結果、理由等HPアップ